

# 竹生島巡礼の道に残る道標を訪ねる

毎月15日号では、市内各地域をリレーで特集し、それぞれの魅力の紹介を行っています。合併により広がった市域には、皆さんがまだ知らない長浜の魅力がたくさんあります。

琵琶湖に浮かぶ周囲2kmの小島・竹生島は、古来より「神の住む島」、「弁才天信仰の聖地」、「西国三十三所観音霊場の第三十番札所」として多くのの人々の信仰を集めてきました。とりわけ西国三十三所観音霊場巡礼は、15世紀の中頃には一般民衆の参加も数多く見られるようになり、さらに江戸時代には多くの巡礼者が現れるようになりました。この時代、庶民は観音の功徳を切望し、観音信仰を強めていたのです。江戸時代は、自由な行動が制限されていた時代ではありましたが、巡礼による移動については比較的寛容に扱われていたことも西国三十三所観音巡礼が興隆した理由の一つでしょう。



↑琵琶湖に浮かぶ竹生島

さて、長浜市内にはこうした巡礼者を竹生島へと導く道標がいくつか残っています。その代表格が市内曾根町の集落を南北に縦貫する北国街道沿いに建つ道標です。この道標は、高さ3mを超える大型の道標には「左竹



↑曾根町にある道標  
この大型の道標には「左竹

生嶋道」と深く刻まれています。「文久二年」とも刻まれていますので、江戸時代の終わりの頃、西暦一八六二年に建てられたことが分かります。現在は国道8号線「曾根北」の交差点より少し東に入った所がありますが、当初は、それよりも約200m南の曾根公館のあたりに建てられていました。長浜方面から北国街道を北上してきた巡礼者を、竹生島へと向かう船の出港地である早崎へと導く道標です。

北国街道をさらに北へ進むと高時川を渡る馬渡橋の北詰西側にも「左竹生嶋本道」「早崎港迄/二十五丁各日出船」と刻まれた道標に出会います。この道標により早崎港からは毎日竹生島行の船が

刻まれた道標に出会います。この道標により早崎港からは毎日竹生島行の船が



↑馬渡橋北詰にある道標



↑香花寺町日吉神社の南側にある道標

出ていることが分かります。それだけ巡礼者が多くいたということですね。この他、香花寺町日吉神社の南側に建つ道標には「是より西 竹生みち/早崎村に船有」「元禄十二年己卯勢洲重行建之」と刻まれています。元禄十二年は西暦一六九九年であり、滋賀県下で2番目に古い道標として長浜市の指定文化財になっています。さらには国道8号線の「速水北」の交差点や富田町内の八幡神社西南の角などに道標が建っています。このように各地に道標が建てられた目的は、遠方から来た巡礼者を竹生島へと安全に確実に導くことであったのはもちろんですが、旅人もたらす経済効果も期待していたのであつたのです。道標は、昔のまちづくりのツールでもあつたのです。



↑香花寺町日吉神社の南側にある道標

神秘の島、信仰の島…。竹生島を形容する言葉は無数にあります。それだけ竹生島に向けるまなざしは様々で、その分価値も無限大です。竹生島に限らず、地域の宝一つひとつが数えきれないほどの魅力を秘めています。あなたも自分の地域のお宝について語りあってみませんか？新たな発見があるかもしれません。次号は、木之本地域の情報をお伝えします。

## 長浜税務署からのお知らせ

### ○所得税・消費税の決算・確定申告説明会

| 開催日      | 会場                   | 時間      |
|----------|----------------------|---------|
| 1月27日(金) | 勤労者福祉会館 臨湖多目的ホール(港町) | 13時～16時 |

内容等：  
 ・給与所得や年金所得者等を中心とした確定申告書A様式の記載方法等  
 ・事業所得、不動産所得や農業所得者等を中心とした確定申告書B様式の記載方法等  
 ・消費税等の確定申告書の記載方法等  
 \*説明会のため、確定申告書の提出や個別相談はできませんので、ご注意ください。

### ○サラリーマンや年金受給者のための還付申告受付会場

次のとおり、確定申告期間前に年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職に係る還付申告会場を開設しますので、ご利用ください。

| 開催日            | 会場                          | 受付時間                   |
|----------------|-----------------------------|------------------------|
| 2月9日(木),10日(金) | 長浜市民交流センター ふれあいホール(地福寺町)    | 9時30分～正午<br>13時～15時30分 |
| 2月7日(火)        | 長浜市役所高月支所 3階 3-B会議室(高月町渡岸寺) |                        |
| 2月8日(水)        | 長浜市役所浅井支所 3階 大会議室(内保町)      |                        |

内容等  
 ・年金受給者や給与所得者の医療費控除等の還付申告の受付  
 ・年金受給者で、給与所得や農業所得がある人の申告  
 ・中途退職(者)に係る還付申告の受付  
 \*各会場では、パソコンを利用した申告書の作成を推進しています。

### ○平成23年分の申告に当たり留意していただく事項

- ①その年において公的年金等に係る雑所得を有する人で、その年中の公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。(※なお、住民税の申告は必要です。)ただし医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- ②年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢が16歳未満の者)に対する扶養控除が廃止され、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除について、上乗せ額(25万円)が廃止されました。

長浜税務署(☎62-6144)税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。

## バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

軽自動車税は、原動機付自転車(ミニバイク)や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを、毎年4月1日に所有している人に課税されます。他人へ譲ったり、故障などで廃棄または盗難に遭い車両を有していないというような場合も、名義変更や廃車手続きをしないと、軽自動車税がかかることになります。また所有者がお亡くなりの場合、名義変更の手続きをしてください。

### 【申請・問合せ窓口】

- ▶原動機付自転車・小型特殊自動車(長浜市ナンバーおよび旧8町ナンバーの車両)は、税務課(☎65-6508)または各支所福祉生活課へ
- ▶軽自動車(滋賀ナンバーの軽四輪)は軽自動車検査協会(☎077-585-7103)へ(協会ホームページhttp://www.keikenkyo.or.jp)
- ▶125ccを超える二輪車は、滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ  
※必要書類等は、それぞれ電話で問合せください。

### 転入や転出時には軽自動車の手続きも忘れずに!

- ▶長浜市ナンバー(旧8町ナンバー含む)の車両は、市区町村役場で廃車・登録の手続きをしてください。
- ▶滋賀ナンバーの車両は、お住まいの軽自動車検査協会または運輸支局で住所変更の手続きをください。  
3月は申請窓口の混雑が予想されますので、早めにお手続きください。